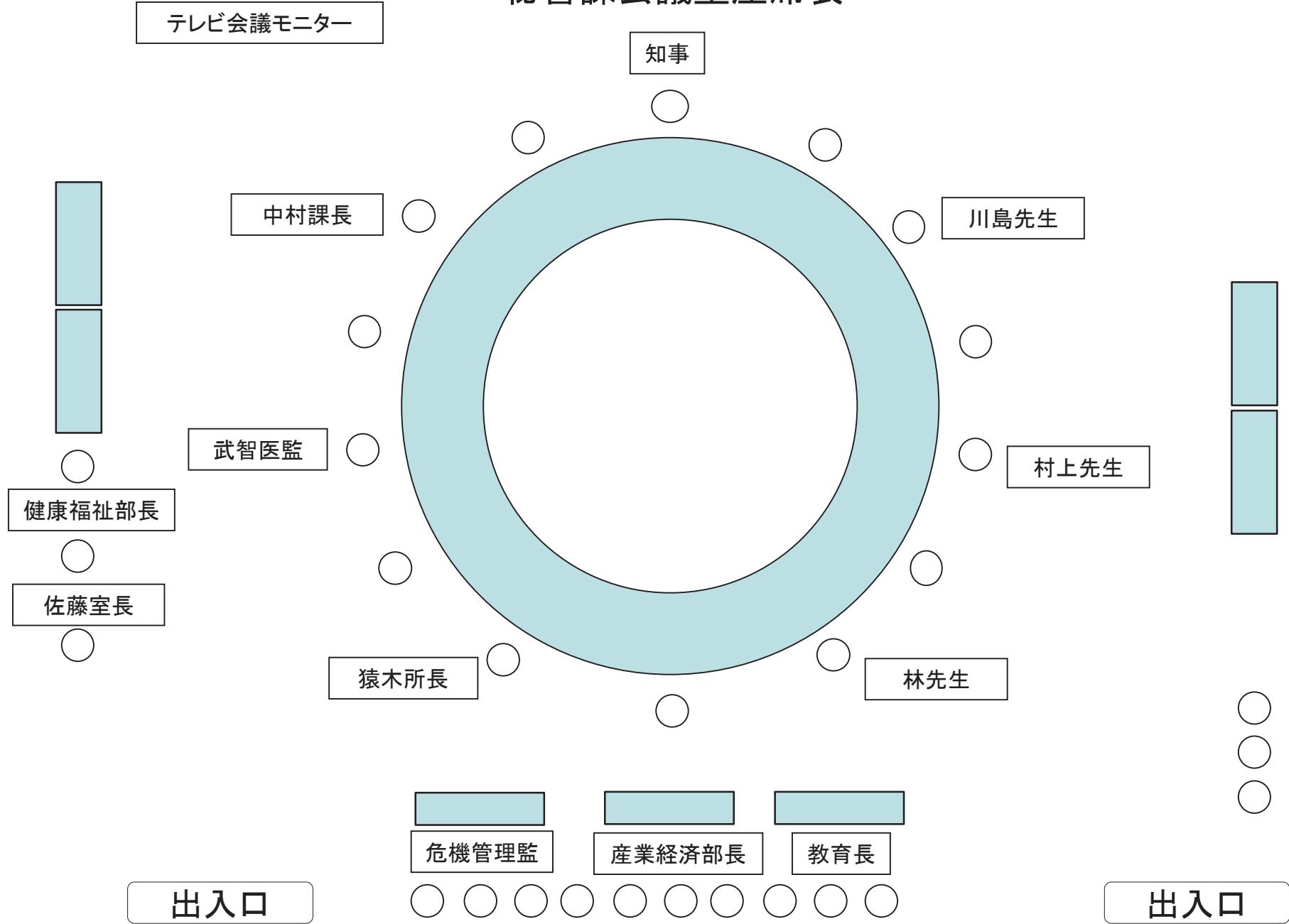


秘書課会議室座席表



社会経済活動再開に向けたガイドライン策定時からの状況変化

緊急事態宣言

- 特措法に基づき、都道府県が足並みをそろえ、外出自粛や休業要請を一律実施

面による要請

社会経済活動再開に向けたガイドラインの策定
段階的な緩和

感染再拡大

- 外出自粛や休業要請を**特定業種や店舗に絞って**実施

点（ピンポイント）による 限定的な要請

・経済活動と感染防止
のバランス

状況の変化

- 新しい生活様式の実践
- ウイルスへの知見の蓄積
- 第2波、第3波への対応
- 医療提供体制
 - ・感染者用病床、宿泊療養施設の確保
 - ・PCR検査体制強化
- 県独自対策
 - ・発熱状況等報告システムの稼働
 - ・県内業界団体との「覚書」の締結
→ストップコロナ！対策認定制度
- 接触確認アプリ「COCOA」、LINE「新型コロナ対策パーソナルサポート」の推奨
- 政府分科会からの提言
 - ・感染状況を区分する新たな「指標」
 - ・各ステージにおける対策

社会経済活動再開に向けたガイドラインの見直し

ガイドラインに係る基本的な考え方

- 国の対処方針においては、「新しい生活様式」の定着や業界ごとの感染防止ガイドラインの実践、医療提供体制の強化や検査体制の強化が図られることにより、感染拡大防止と社会経済活動の両立が持続的に可能としている。
- 県としては、第2波、第3波に備えた独自の対策も実施し、感染拡大防止と社会経済活動の再開をバランスをとりながらニューノーマルな社会の実現を目指していく。
- 県民や事業者への外出自粛や休業要請などの行動や活動の制限は、極力、回避することを基本として、「新しい生活様式」の定着なども図られていることから、要請する場合であっても一律ではなく限定的な制限とする。
- 高齢者や基礎疾患のある方、児童・生徒については、感染した場合の影響も考慮し、早い段階から警戒の呼びかけや対応を行うほか、クラスターの多発など急速な感染拡大が懸念される場合には、迅速に警戒度の引き上げや要請の強化を行う。
- 県民・事業者・行政が連携して新型コロナウイルス感染拡大防止対策に取り組むことが重要であり、制限の緩和・強化にあたっては、社会経済活動再開に向けたガイドラインに基づき実施する。
 - ・ガイドラインのポイント
　県内の感染状況を4段階に分け「警戒度」として設定。

　感染状況、医療提供体制を判断する「客観的な数値」と数値によらない「総合的な状況」の2つの要素から現状を評価する「判断基準」を設定し、警戒度を移行する。

　判断基準は、国の分科会の提案と県の病床確保計画とのバランスを取り、県の実態に合った基準とする。

　警戒度に応じた県民、事業者にお願いする「行動基準」を設定。

　判断基準によって現状を2週間の単位で評価し警戒度を決定し、その警戒度に応じた行動基準の要請をする。
※感染状況の悪化等の理由で警戒度を上げる場合には、2週間を待たずに迅速に判断する。

各警戒度における感染状況と対応方針

| 警戒度 | 感染の状況 | 具体的な状況例 | 感染防止対応方針 |
|-----|---|---|--|
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・県内で爆発的な感染拡大あるいは、拡大の恐れがある ・医療提供体制へ深刻な負荷 | <ul style="list-style-type: none"> ・病院や高齢者施設間において大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生 ・高齢者や高リスク者が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生 ・公衆衛生体制及び医療提供体制へ深刻な負荷 | <ul style="list-style-type: none"> ○感染リスクに特別警戒が必要 ○広範な活動制限 <ul style="list-style-type: none"> ・外出自粛や施設等に対する使用停止（休業）等の要請 ・営業時間の短縮要請 ・緊急事態宣言（特措法に基づく）による緊急事態措置の実施を検討 |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・県内の感染者の急増あるいは、急増の恐れがある ・医療提供体制に大きな負荷 | <ul style="list-style-type: none"> ・クラスターが県内各地域で多発する ・病院や高齢者施設においてもクラスターが発生 ・高齢者や高リスク者が感染し、医療提供体制への負荷が大きい | <ul style="list-style-type: none"> ○感染リスクに警戒が必要 ○部分的な活動制限 <ul style="list-style-type: none"> ・一部外出自粛を要請 ・ガイドラインを遵守していない施設等に対する使用停止（休業）等の要請 |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・県内の感染者の漸増 ・都内や近県で感染拡大 ・医療提供体制への負荷の蓄積 | <ul style="list-style-type: none"> ・県内の各地域で点在的に感染者が発生 ・3密となるリスクの高い場所でクラスターが度々発生 ・保健所などの公衆衛生体制及び医療提供体制への負荷が蓄積しつつある | <ul style="list-style-type: none"> ○感染リスクに、十分な注意が必要 ・慎重な行動を要請 ・特に高齢者等には十分な注意を要請 ・感染防止ガイドライン遵守の徹底を要請 |
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・県内感染者の散発的な発生 ・医療提供体制に特段の支障なし | <ul style="list-style-type: none"> ・感染者が発生するが、重症者は少ない ・保健所などの公衆衛生体制及び医療提供体制への負荷は小さい | <ul style="list-style-type: none"> ○感染リスクに留意が必要 ・新しい生活様式の実践・定着を推進 ・接触確認アプリ「COCOA」、LINE「新型コロナ対策パーソナルサポート」の利用を推奨 |

※感染防止対応方針の共通事項

- ・過度に活動自粛や要請を求めるのではなく、新しい生活様式の徹底を進めながら、県としての感染防止対策や医療提供体制を強化することにより対応

警戒度移行の判断基準（客観的な数値）の見直し案

健康福祉部R2.8.25

【考え方】現行の判断基準を活かしつつ、国の分科会の提案と県の病床確保計画とのバランスを取り、群馬県の実態に合った基準とする。

| 項目 | 県の基準（現行） | 国の分科会が提案した基準 | 県の基準 見直し案 | 考え方 |
|----------|---|---|---|--|
| 1 感染状況 | (1)新規感染者数 (1週間移動平均) 警戒度↓ 平均5人/日以下 かつ 減少傾向 警戒度↑ 平均7人/日以上 | ステージIII 10万人あたり15人以上／週 = 42人／日、295人／週 ステージIV 10万人あたり25人以上／週 = 70人／日、492人／週 | 警戒度移行の目安 平均20人/日 | ・医療提供体制を逼迫させないよう、まず、病床の稼働率の基準を設定する。 ・新規感染者のうち6割が入院、平均在院期間が約11日とすると、20人/日 × 0.6 × 11日 = 132人が入院し、警戒度3の基準120床を超える。 ・これ以上新規感染者が増えると、病床のストックが不足するため、平均20人を目安とする。 |
| | (2)経路不明の感染者数 (1週間移動平均) 警戒度↓ 経路不明が1/3以下 または 1人未満/日 警戒度↑ 経路不明が46%以上 | ステージIII、IV 50% | 警戒度移行の目安 平均50% | 国分科会の基準 |
| | (3)PCR検査の陽性率 (抗原検査含む) (1週間移動平均) | 警戒度↓ 平均5%以下 警戒度↑ 平均7%以上 | ステージIII、IV 10% | 警戒度移行の目安 平均7% |
| | 直近1週間と先週1週間の比較 | — | ステージIII、IV 直近一週間が先週一週間より感染者数が多い | — 「総合的な状況」で実効再生産数をモニター |
| 2 医療提供体制 | (1)重症・重篤例への診療体制 警戒度↓ ①ECMO使用 9台中4台以下 ②人工呼吸器使用 23台中10台以下 | ステージIII 最大確保病床(50)の1/5以上 = 10床 ステージIV 最大確保病床(50)の1/2以上 = 25床 | 警戒度移行の目安 ①人工呼吸器使用 1/2 ②うちECMO使用 1/2 | 県の基準の表記を修正 |
| | (2)病床の稼働率 感染者用病床の稼働 警戒度↓ 302床の50%(151床)以下 警戒度↑ 70%(211床)以上 | ステージIII 確保病床(302)の1/4以上 = 75床 ステージIV 最大確保病床(330)の1/2以上 = 165床 | 確保病床に対し 警戒度1 15%未満 (45床以下) 警戒度2 15%以上 (46床以上) 警戒度3 40%以上 (120床以上) 警戒度4 70%以上 (211床以上) | 国の分科会は大都市圏も対象としているため、群馬県に当てはめると基準値が過大となることから、県の病床確保計画のフェーズに合わせて基準を設定。 |
| | 全療養者数 (自宅療養も含める) | ステージIII 10万人あたり15人以上 = 295人 ステージIV 10万人あたり25人以上 = 490人 | — | 群馬県は自宅療養を想定していないため、病床の稼働率で項目は足りる。 |

警戒度移行の判断基準（総合的な状況）の見直しについて

健康福祉部 R2.8.25

| 項目 | 現行の内容 | 見直し内容 |
|-------------|--|-----------------------------------|
| 1 感染状況 | 介護施設等の状況 介護施設等の発熱状況がモニターされていること。 | 継続 |
| | 近隣都県の感染状況 東京都との往来が再開しても感染拡大の恐れがないこと。（東京都の実効再生産数が1未満程度であること） | 継続 |
| | 群馬県の感染状況 群馬県の実効再生産数が1未満程度であること | 継続 |
| | 入院状況 5月9日現在の平均入院期間 21.7日に比べて著しく長くなっていないこと。 | 退院基準が短くなつたため、直近の状況を月単位でモニターする。 |
| | [新規] クラスターの発生状況 — | クラスターに対し、迅速な実態把握と対策が取られていること。 |
| 2 医療提供体制 | 検査件数 1日100件以上の検査が、常時可能となる体制が整備されている、もしくは見込みがあること。 | 感染状況に応じて、必要な検査を実施できる体制が整備されていること。 |
| | 院内感染制御 病院が、相当数のPPEの備蓄があること（60日分程度） | 院内感染に対し、迅速な実態把握と対策が取られていること。 |
| | 一般医療への影響 治療の先伸ばしによる悪影響をモニターし、問題がないこと。 | 継続 |
| | 疑似症患者への医療等 疑似症患者の入院状況 | 継続 |
| | 軽症者等の宿泊療養施設の確保等 感染者数に対して、十分な室数が確保できていること。 | 継続 |

＜行動基準 修正予定箇所(下線部)＞(修正前)

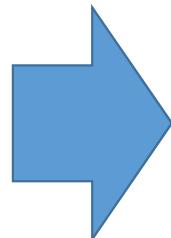
| 警戒度 | | 個人 | | | 事業者 | | 【参考】 学校 |
|-----|--------------------------------------|--|---------------------|---------------------|---|--------------------|------------------------------------|
| 区分 | 状態 | 外出 | 県外移動 | イベント | 休業等 | 勤務形態 | |
| 4 | 県内、都内ともに感染リスクが大きい | × | × | × | ・遊技・遊興施設、文教施設等の休業要請 ・飲食店の時短営業 ・高齢者施設、病院等での面会は禁止 | テレワークの推奨 (7割目標) | × |
| 3 | 県内では感染リスクが抑制されているが、都内では依然として感染リスクが高い | △ ・3密となるハイリスク場所は不可 ・高齢者等のハイリスク者は不可 | × | △ 10人以下のものは可 | 一部解除 ・高齢者施設、病院等での面会は禁止 | テレワークの推奨 (5割目標) | × |
| 2 | 県内、都内ともに感染リスクが抑制されている | △ ・3密となるハイリスク場所は不可 ・高齢者等のハイリスク者は不可 | ○ 50人以下のものは可 | △ | 全面解除 ・高齢者施設、病院等での面会は禁止 | テレワークの推奨 (3割目標) | △ ・分散登校 (週2~3日) ・部活自粛 |
| 1 | 県内、都内ともに感染リスクが低い | ○ | ○ | ○ | 全面解除 | テレワークの推奨 | △→○ 分散(週5) →通常登校 |

※1 全段階で「新しい生活様式」を実践、多様な感染防止対策を徹底

※2 レベル1、2で「○」としている行動であっても、国の基本的対処方針に基づき、別途要請等を行う場合あり

<行動基準 個人 修正(案)>

| 警戒度 | 個人 | | |
|--|----|------|------------------------|
| 区分 | 外出 | 県外移動 | イベント |
| 4 自粛(生活に必須なものを除く) | × | × | × |
| 3 ・3密となるハイリスク場所は不可 ・高齢者等のハイリスク者は不可 | △ | × | △ <u>10人以下のものは可</u> |
| 2 ・3密となるハイリスク場所は不可 ・高齢者等のハイリスク者は不可 | △ | ○ | △ <u>50人以下のものは可</u> |
| 1 | ○ | ○ | ○ |



| 警戒度 | 個人 | | |
|---|----|------|------|
| 区分 | 外出 | 県外移動 | イベント |
| 4 自粛(生活に必須なものを除く) | × | × | × |
| 3 ・3密となるハイリスク場所は不可 ・高齢者や基礎疾患者は外出自粛 | △ | △ | △ |
| 2 ・3密となるハイリスク場所への外出は十分注意 ・高齢者や基礎疾患者は外出を十分注意 | △ | △ | △ |
| 1 | ○ | ○ | △ |

※1 全段階で「新しい生活様式」を実践、多様な感染防止対策(業界ごとの感染防止ガイドラインなど)を徹底

※2 感染状況や国の基本的対処方針に基づき、部分的に上位の警戒度の要請等を行う場合あり

<行動基準 イベント 修正(案)>

(別表) イベントの開催制限について

警戒度3～1におけるイベント開催における行動基準は、国の基本的対処方針等を踏まえ、下表のとおり運用することとします。

また、感染拡大の兆候やクラスターの発生、緊急事態宣言が出た場合等、上限人数の変更、延期や中止等の協力要請など対策を強化するものとします。

【警戒度におけるイベントの開催上限人数】

| 県ガイドライン の警戒度 | 屋内 | 屋外 |
|-----------------|--------|------|
| 3～1 | 10人 | 20人 |
| | 50人 | 100人 |
| | 100人 | 200人 |
| | 1,000人 | |
| | 5,000人 | |
| | 上限なし | |

[注1] 屋内は「収容率（定員に対する割合）」の50%以内、屋外は「十分な間隔（できれば2m）」を確保できること。

[注2] 「人数上限」と「収容率」はどちらか小さい方を限度とする。

[注3] 屋内・外ともに、座席等により位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合は、その半分程度以内とする。また、屋内・外ともに、座席等により位置が固定されず、または、収容定員の定めがない場合は、人と人との距離を十分確保する。

＜行動基準 事業者 修正(案)＞

警戒度

| 事業者 | | |
|-----|---|--------------------|
| 区分 | 休業等 | 勤務形態 |
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・遊技・遊興施設、文教施設等の休業要請 ・飲食店の時短営業 ・高齢者施設、病院等での面会は禁止 | テレワークの推奨 (7割目標) |
| 3 | <p><u>一部解除</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設、病院等での面会は禁止 | テレワークの推奨 (5割目標) |
| 2 | <p><u>全面解除</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設、病院等での面会は禁止 | テレワークの推奨 (3割目標) |
| 1 | <u>全面解除</u> | テレワークの推奨 |

警戒度

| 事業者 | | |
|-----|--|------------------------|
| 区分 | 休業等 | 勤務形態 |
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大の恐れのある業種の施設等への休業要請や営業時間の短縮要請 ・高齢者施設、病院等での面会の禁止 | テレワーク(7割目標)、時差出勤等を強く推奨 |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止対策がとられていない施設等への休業要請 ・高齢者施設、病院等での面会の禁止 | テレワーク(5割目標)、時差出勤等を推奨 |
| 2 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設、病院等での直接面会は十分注意(オンライン面会等の推奨) | テレワーク(3割目標)、時差出勤等を推奨 |
| 1 | | テレワーク、時差出勤等を推奨 |

※1 全段階で「新しい生活様式」を実践、多様な感染防止対策(業界ごとの感染防止ガイドラインなど)を徹底

※2 感染状況や国の基本的対処方針に基づき、部分的に上位の警戒度の要請等を行う場合あり

<4段階の警戒度と行動基準>（修正後）

| 警戒度 | 個人 | | | 事業者 | | 【参考】 学校 |
|-----|----|------|------|--|------------------------|--|
| | 外出 | 県外移動 | イベント | 休業等 | 勤務形態 | |
| 4 | × | × | × | ・感染拡大の恐れのある業種の施設等への休業要請や営業時間の短縮要請 ・高齢者施設や病院等での面会の禁止 | テレワーク(7割目標)、時差出勤等を強く推奨 | ・感染状況等に応じて学校単位もしくは地域や全県で休業等(部活自粛) |
| 3 | △ | △ | △ | ・感染防止対策がとられていない施設等への休業要請 ・高齢者施設や病院等での面会の禁止 | テレワーク(5割目標)、時差出勤等を推奨 | ・学校単位で分散登校、授業短縮、時差登校等(部活一部制限) ただし感染状況等によっては通常登校 |
| 2 | △ | △ | △ | ・高齢者施設や病院等での直接面会は十分注意(オンライン面会等の推奨) | テレワーク(3割目標)、時差出勤等を推奨 | 通常登校 ただし感染状況等に応じて学校単位で分散登校等 |
| 1 | ○ | ○ | △ | 別表による | テレワーク、時差出勤等を推奨 | 通常登校 |
| | | | | | | |

※1 全段階で「新しい生活様式」を実践、多様な感染防止対策(業界ごとの感染防止ガイドラインなど)を徹底

※2 感染状況や国の基本的対処方針に基づき、部分的に上位の警戒度の要請等を行う場合あり